

## 令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 総則

狩猟免許取得者数の増加のための狩猟PR動画の作成及びSNSを活用した周知や、狩猟体験イベントの開催において、その選定を公平性及び透明性をもった公募型プロポーザル方式により、優れた提案者を「令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託」の受注者として選定するため必要な事項を定める。

### 2. 委託業務の概要

#### (1) 名称

令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託

#### (2) 目的

猟友会会員や鳥獣被害対策従事者は高齢者が多く、後継者不足が問題となっており、今後、イノシシ・ニホンジカ他、近年目撃及び人身被害が増加しているツキノワグマへの対処が困難になることが予測される。

このことから、鳥獣管理の最初の門戸として、狩猟免許取得者数の増加を目指し、狩猟PR動画の作成及びSNSを活用した周知や、狩猟体験イベントを開催するものである。

#### (3) 業務の内容

別紙「令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

#### (5) 委託料の限度額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、提案内容にかかわらず、この上限額以上の提案は受け付けない。

上記委託費上限額は、契約時の予定額を示すものではない。

### 3. 参加条件等

本プロポーザルの参加資格者は次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、参加資格の確認は、参加表明書の日現在の事実をもって行うものとする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインによる打ち合わせに参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きを適切に行っていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体ではないこと。
- (5) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
  - ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - コ 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

#### 4. 参加手続及び質問について

##### (1) 質問について

プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）を電子メールにて、

令和6年5月21日（火）17時（必着）までに提出すること。

（電話及び口頭による質問の受け付ない。）

(2) 参加申込書について

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第1号）を電子メールにて、令和6年5月28日（火）17時（必着）までに提出すること。

(3) 提出先

10. 書類提出及び連絡先に記載のメールアドレス

## 5. 企画提案書について

(1) 提出物 次の書類（任意様式）と企画提案書等送付書（様式第3号）を提出すること。

ア 企画提案書

※別紙「仕様書」を参照の上、業務の具体的な実施案を記載すること。

イ 委託業務実施体制

ウ 見積書

エ 業務実績

オ その他参考となる資料

(2) 提出期限 令和6年6月4日（火）17時【必着】

(3) 提出方法 電子メール

※電子メール送信後、必ず事務局に到達確認のお電話をお願いします。

(4) 提出先

10. 書類提出及び連絡先に記載のメールアドレス

## 6. 選定方法等について

(1) 審査方法

参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容及び審査結果を受けて、「令和6年度鳥獣管理の担い手対策事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査基準に基づく審査を行い、受注候補者を選定する。

ア 提案者が1者の場合であっても、選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が最低基準を満たす場合、その提案者を最適なものとして選定し受注候補者として選定する。

イ 選定委員会が必要と認めた場合には、提案書の内容について説明や資料の提出を求めることができる。

ウ 審査は、選定委員会で評価、採点し、別に定める最低基準を超えた提案者のうち点数の合計が最も高い提案者を当該業務に最適なものとして選定し受注候補者とする。また、次点の者を次席者とする。

エ 審査結果については、各企画提案者に書面により通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議については受け付けない。

## (2) 結果通知

選定結果は、書面で採否のみ通知する。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じない。

## 7. 契約

- ・採用業者とは、提出された企画提案書を参考に協議を行った上、契約を締結する。
- ・契約は本プロポーザルにおいて提案された内容に準拠して締結されるものとする。

## 8. その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、原則当該提出者に帰属する。ただし、採用した企画提案等の使用権は富山県に帰属する。また、第三者への著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属する。
- (6) 企画提案者は企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (7) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、速やかに富山県生活環境文化部自然保護課（076-444-3397）へ連絡するとともに、辞退届（任意様式）を電子メールにて提出すること。

## 9. スケジュール

令和6年5月21日（火）	質問書類提出期限
5月28日（火）	参加申込書提出期限
6月4日（火）	企画提案書提出期限
6月上旬～中旬	審査会による審査 審査結果通知、契約締結

## 10. 書類提出及び連絡先

〒930-0005 富山市新桜町5番3号（第2富山電気ビルディング6階）  
富山県 生活環境文化部 自然保護課 野生生物係  
E-mail : ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp